

1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (140,100円※1)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (93,000円※1)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (44,400円※1)	
2割	一般Ⅱ	18,000円 (144,000円※2)	57,600円 (44,400円※1)
1割	一般Ⅰ	18,000円 (144,000円※2)	57,600円 (44,400円※1)
	区分Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ(※4)		15,000円

(※1) 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の、4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、1割2割負担の方は、「外来（個人ごと）」の限度額による支給は回数に含みません。多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度等）で該当していた回数は含みません。

(※2) 1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額の限度額（外来年間合算）。

(※3) 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

(※4) ①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万6千7百円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方